

三重県工業研究所施設建替え整備基本構想策定事業業務委託 業務仕様書

1 趣旨

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）は、明治 42（1909）年に工業系地域産業の振興育成に関する指導・支援を行う「三重県工業試験場」として設立された公設試験研究機関である。

工業研究所は、時代とともに変化する地域産業のニーズに応じ、技術的支援や研究開発に取り組み、地域ものづくり中小企業の技術力の高付加価値化・競争力強化、新分野進出等を支援している。

現在、県内 4 拠点に立地しているが、いずれも施設の老朽化が著しく、雨漏り等による影響や試験機器の更新面など、研究・技術支援業務に支障が生じている。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）や CN（カーボンニュートラル）など分野横断的な新しいものづくりニーズの高まりの中で、十分な対応が困難な事例が増えている。

本委託事業は、将来の地域産業や社会経済の動向予測、県のめざす産業振興（技術支援）のあり方等を踏まえ、地域企業の発展に向け、企業の技術課題の解決のための技術的支援に取り組む公共施設としての工業研究所施設の建替え整備にかかる基本構想を立案、策定するものである。また、建替え整備にあたっては財政的観点も踏まえ、津高等技術学校との一体的整備の可能性など公有財産の活用にも留意することとする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 三重県工業研究所施設建替え整備基本構想策定事業
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和 6 年 2 月 9 日（金）までとする。
- (3) 参加事業者 本業務の参加事業者は、三重県経済及び県内中小企業・小規模企業者の産業動向に精通し、基本構想を立案・策定できる者とする。

3 計画と条件

(1) 基本構想策定対象施設

工業研究所本所（津市高茶屋五丁目 5-45、地 23,209m²、建 7,262 m²、1972 竣工）

工業研究所金属研究室

（桑名市大字志知字西山 208、地 7,752 m²、建 1,702 m²、1977 竣工）

工業研究所窯業研究室（四日市市東阿倉川 788、地 10,896 m²、建 2,855 m²、1968 竣工）

工業研究所窯業研究室伊賀分室（伊賀市丸柱 474、地 407 m²、建 258 m²、1986 竣工）

【参考】

津高等技術学校（津市高茶屋 1176-2、地 20,176m²、建 10,678m²、1968 竣工）

(2) 基本構想検討・策定上の留意点

- ・三重県が公表している産業振興関連の各種戦略・ビジョン等を踏まえたものとする。
- ・関係機関・団体、有識者へのヒアリング、他県類似施設や先進事例調査等を行うこと。
- ・原則、現有4拠点施設の用地を活用するものとし、効果的・効率的な提案とすること。
- ・公有財産の有効的な活用に留意したものであること。
- ・県のビジョン等や各機関の活動実績など必要な情報は、都度協議の上委託者から提供する。

4 委託業務内容

受託者は、下記の業務を実施するものとし、契約締結後速やかに、業務の実施体制及びスケジュール等についての具体的な作業工程表を作成し、委託者の了承を得ること。

また、業務全体の進捗管理を行うとともに、業務の遂行にあたり、疑義や変更、調整等の必要性が生じた場合には、随時、委託者と協議のうえ、対応すること。

(1) 基本構想を検討すること

- ア 三重県の産業構造、特に製造業をはじめ中小企業の現状・特徴等を整理し、県内第二次産業（特に中小企業）の経済構造の変遷、将来の地域経済の発展予測を示すこと。
- イ 類似経済規模地域の試験研究機関を2地域以上調査し、構想検討に反映すること。
- ウ 外部有識者（受託者以外）の意見を2回以上聴取し、構想検討に反映すること。
- エ 津高等技術学校との一体的整備の可能性を検討すること。
- オ その他、受託者が提案する内容

(2) (1) の検討により導かれる新しい工業研究所の機能・施設の構想を提案すること。

- ア 県の産業構造・特性等を踏まえ、今後重視・注力すべき産業分野、方向性を示すこと。
- イ 工業研究所の施設等の現状・課題を踏まえ、めざす姿や企業への技術的支援機能のあり方・強化の方向性を示すこと。
- ウ 効果的・効率的な施設の立地・規模や機器設備等の機能配置と、利用企業の利便性の向上を図る方策を提案すること。
- エ 工業研究所の運営・組織構成案を提案すること。
- オ 整備にかかる計画・設計から着工に至るスケジュール想定と、工事実施から整備完了後の管理運営（公共施設としての活用を含む）までを含め、計画・設計以降の各段階におけるPFI方式等の民間活力の導入可否(可能性)を検討すること。
- カ 現有地に未利用地が生じる場合は、その活用方策を提案すること。
- キ その他、受託者が提案する内容。

5 報告書の作成・提出

受託者は、下記のとおり中間報告書及び委託業務実績報告書を作成し、提出すること。

(1) 中間報告書の作成と報告

- ア 令和5年11月15日（水）までに中間報告書を提出し中間報告会を開催すること。

(2) 委託業務実績報告書の作成と報告

ア 令和6年2月9日（金）までに委託業務実績報告書を提出し報告会を開催すること。

イ 提出方法 委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとする。

①委託業務完了報告書

②成果報告書

成果品としての成果報告書については中間報告会での議論を反映したものとし、電子データ（CD-R等）1セットと紙（A4両面印刷）10部を提出するものとする。

6 業務実施上の条件

- (1) 本業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は調査対象者から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本業務の履行にあたっては、特定の製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても委託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た本業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本業務のスケジュールについては、事前に委託者の承認を得ること。
- (6) 打合せの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (7) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても委託者に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求に基づき仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (8) 本業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

8 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

10 その他特記事項

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果品の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果品の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

11 連絡先

〒514-0819

三重県津市高茶屋五丁目5-45

三重県工業研究所 企画調整課

Tel : 059-234-4036 FAX : 059-234-3982 E-mail : kougi@pref.mie.lg.jp

担当 : 杉山、中西